

令和元年台風第15号 により被災された皆様へ

～ 財形持家融資制度の返済方法変更等のご案内 ～

令和元年台風第15号により被災された皆さま方に、心よりお見舞い申し上げます。

(独)勤労者退職金共済機構から事業主等を通じて財形持家融資を受けて現在返済中の方は、返済方法を変更することができます。

なお、今般、住宅等に被害を受け、新たに財形持家融資の申込みをされる場合には、貸付金利引下げ等の措置を行います。

返済方法の変更内容

- (1) 元金の返済を最長3年間にわたり、猶予することができます。また、返済の猶予期間中は金利を最大1.5%引き下げます。
- (2) 返済期間を最長3年間延長することができます。

対象となる方

- (1) 勤務先が損害を受け、著しく収入が減少した方
- (2) 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
- (3) 債務者又は家族が死亡・負傷したため、著しく収入が減少した方

お問い合わせ先

具体的な条件等については、

- ・現在ご返済中の財形融資業務取扱金融機関 又は
- ・(独)勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成部
回収課債権管理係 までお問い合わせください。

TEL: 03(6731)2945

FAX: 03(3980)3365

ホームページ: <http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/zaikei.php>